

# 神戸西剣修会規約

## 第1条(名称・事務局)

本会は、神戸西剣修会と称し、会長宅に事務局を置く。

## 第2条(目的)

本会は、剣道愛好者の心身の練磨と、会員相互の親睦融和を図るとともに、少年に対して、剣道を通じ心身を鍛練し、健康で正しく、かつ強く成長させるための育成指導に努める。

## 第3条(会員)

本会は、前条の趣旨に賛同する剣道愛好者及び入会者をもって組織する。

## 第4条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 1 名

幹事若干名

## 第5条(役員の任務)

会長は、本会を代表して本会の活動及び運営を統括、決定する。

副会長は、会長を補佐し、会長に支障のある場合は職務を代行する。

幹事は、会長及び副会長を補佐し、会の運営にあたる。

## 第6条(役員の選出・任期)

役員の選出は役員会において選出する。

役員の任務は、役員会に図り総会において決定する。

## 第7条(会議)

本会の会議は、総会及び役員会とする。

役員会は、必要の都度会長が招集し、必要事項を審議する。

## 第8条(顧問・相談役)

本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

## 第9条(その他)

本会の目的をより効率的に達成するため、別に定める神戸西剣修会父母会を置く。

## 第10条

本会の目的達成のため、必要事項については、会長が方針を決定する。

## 第11条(発足)

本会は、平成13年4月1日から発足する。

(沿革)神戸西剣修会、同運営要領(平成12年1月1日)は廃止とする。